

未来につなぐ相続登記

【民法第882条】

相続は、死亡によって開始する。
相続登記とは、土地・建物の相続による名義変更手続のことです。

不動産の相続登記をしていれば...

- ★不動産の権利関係が明確になる。
- ★相続した不動産をすぐに売却の手続をすることができる。
- ★相続した不動産を担保に入れて住宅ローンを組むことができる。
- ★道路拡幅工事などの公共事業での所有者調査が円滑に進む。
- ★土地の分割がすぐにできる。

不動産の相続登記をしていないと...

- 相続登記を放置しておくと、権利関係が複雑になる。
- 不動産をすぐに売却できない。
- ローンを組むときにすぐに担保に入れられない。
- 用地買収の話がもちあがったときに相続人間で争いが生じる。
- 空き家を欲しいという人が現れたが所有者を特定できない。
- 所有者と連絡がとれず森林が荒廃している。
- 土地の分割ができない。
- 相続が開始したが建物の登記がされていない。

相続登記をしていなければ、
様々な問題が発生するおそれ
があります。

身近な暮らしの中の法律家
茨城司法書士会
029-225-0111

みんなで築こう 人権の世紀
水戸地方法務局
029-227-9922

ひと・とち・みらい・ハーモニー
茨城土地家屋調査士会
029-259-7400

★相続登記のご相談はお近くの司法書士に
司法書士は、相続などの登記手続を専門に行う国家資格者です。

司法書士をお探しの方は茨城司法書士会
(電話029-225-0111)へお問い合わせください。

司法書士による無料相談会あります。
◎電話相談 毎週火曜日16:00～18:00
相談電話 029-212-4500
029-212-4515
029-306-6004

◎面談相談 要予約
予約電話 029-224-5155
会場 水戸・つくば・古河



茨城司法書士会ホームページ
司法書士検索・無料相談会
詳細はこちらをご覧ください。

★「土地を分割して相続したい。」「亡くなった人の建物を登記したい。」などの
ご相談はお近くの土地家屋調査士に
土地家屋調査士は、土地・建物の表示に関する登記を専門に行う国家資格者です。

土地家屋調査士をお探しの方は茨城土地家屋調査士会
(電話029-259-7400)へお問い合わせください。

土地家屋調査士による無料相談会あります。
◎面談相談 要予約
毎月第1水曜日13:00～16:00
予約電話 029-259-7400



茨城土地家屋調査士会ホームページ
調査士検索・無料相談会
詳細はこちらをご覧ください。

★その他相続登記申請手続に関する相談は、水戸地方法務局へ

◎面談相談(無料・要予約)
平日 9:00～12:00 / 13:00～17:00

法務局名	所在	予約電話
不動産登記部門	水戸市三の丸1-1-42	029-227-9922
日立支局	日立市弁天町2-13-15	0294-21-2253
常陸太田支局	常陸太田市山下町1221-1	0294-73-0221
土浦支局	土浦市下高津1-12-9	029-821-0783
龍ヶ崎支局	龍ヶ崎市2985	0297-62-0225
鹿嶋支局	鹿嶋市宮下5-20-4	0299-83-6000
下妻支局	下妻市下妻乙1300-1	0296-43-3937
つくば出張所	つくば市吾妻1-12-1	029-851-8186
取手出張所	取手市宮和田1784-1	0297-83-0057
筑西出張所	筑西市丙116-16	0296-22-3495



水戸地方法務局ホームページ
登記相談事前予約サービス
詳細はこちらをご覧ください

◎相続登記に関する申請書書式(解説つき)は、法務省
ホームページをご利用ください。



法務省ホームページ
相続登記に関する申請書書式
詳細はこちらをご覧ください